

令和2年度 第3回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	令和3年2月18日(木) 松江市役所 第2別館2階 研修室	
委 員	委員長 大屋 誠 (松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授) 委 員 藤本 晴久 (島根大学法文学部法経学科准教授) 安部 寿鶴子 (道の駅本庄企業組合専務理事) 永野 茜 (弁護士) 後藤 勇 (公認会計士)	
審議対象期間	令和2年8月1日～令和2年11月30日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について 	
審 議 事 項	抽出案件数	5件 (備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、案件の抽出を行った。
	一般	松江市営陸上競技場走路等改修工事 ● 契約金額が工事の中で最も高く、総合評価方式が適用された
	指名	令和2年災第149号道路災害復旧工事 ● 入札参加者4者のうち、3者が失格/無効となった
		稲積漁港突堤新設測量調査設計業務委託 ● 契約金額が最も高く、有効入札数が12者と多かったが、落札率は比較的高い
		中海大橋詳細調査業務委託 ● 契約金額が比較的高く、指名業者数8者に対して、入札参加者数2者、有効入札者が1者である
随契	松江市新庁舎建設工事監理業務委託 ● 随意契約の理由	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（総合評価方式）
工事名	松江市宮陸上競技場走路等改修工事
工期	令和2年10月3日～令和3年3月18日
工事種別	舗装工事
工事概要	<p>工事場所：松江市上乃木十丁目 工事内容：</p> <p>1. グラウンド・コート舗装工 (1) 全天候型舗装工【ポリウレタン系舗装（フルウレタン）】$t=10\sim 25\text{ mm}$（エンボス仕上げ）$A=7,556\text{ m}^2$ ・$t=13\text{ mm}$ $A=4,570\text{ m}^2$、$t=18\text{ mm}$ $A=1,270\text{ m}^2$、$t=15\text{ mm}$ $A=1,690\text{ m}^2$、$t=25\text{ mm}$ $A=15\text{ m}^2$、$t=10\text{ mm}$ $A=11\text{ m}^2$ ・全天候舗装巻込み（$10\times 50\text{ mm}$）$L=926\text{ m}$ (2) アスファルト舗装工：基層アスファルト舗装工（上部・下部）$t=8\text{ cm}$ $A=7,520\text{ m}^2$、不陸 修正（補足材あり）$A=7,520\text{ m}^2$ (3) アウトフィールド舗装：トップコート（緑）$t=1\text{ mm}$ $A=1,860\text{ m}^2$、コムチップ舗装（緑）$t=10\text{ mm}$ $A=65\text{ m}^2$、人工芝舗装（ノンフィルタイプ）$t=20\sim 25\text{ mm}$ $A=250\text{ m}^2$</p> <p>2. グラウンド・コート施設整備工 (1) 内圏側溝 $\phi 200$ $L=40\text{ m}$、柵蓋 $N=28$ 箇所、排水管 VU $\phi 200$ $L=11\text{ m}$、集水柵 600 $N=3$ 箇所 (2) 内圏縁石再設置 $L=425\text{ m}$、蓋（競技施設）$N=62$ 箇所、角石・標石 $N=16$ 箇所、 標識タイル $N=1$ 式、ラインマーキング $N=1$ 式</p>
入札参加資格	<p>1. 競争入札に参加する者の資格 一般競争入札公告共通事項、及び下記条件をすべて満足する特別共同企業体であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1グループ：特別共同企業体の代表者 入札参加資格業種：舗装工事かつ土木一式工事 許可区分：なし 格付け又は総合点数：なし 営業所所在地：建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ・第2グループ：特別共同企業体の構成員 入札参加資格業種：舗装工事 許可区分：なし 格付け又は総合点数：なし 営業所所在地：建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>2. 特別共同企業体の資格 (1) 基本要件 ①本件工事に係る特別共同企業体は、上記第1グループ1者と第2グループ1者で構成される2者、若しくは第1グループ1者と第2グループ</p>

	<p>ープ2者で構成される3者の組み合わせによる特別共同企業体であること。</p> <p>②特別共同企業体の運営形態は、原則として構成する各建設業者（以下「構成員」という。）が対等の立場で一体となって施工するものであること。</p> <p>③各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。</p> <p>④特別共同企業体の代表者は第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。</p> <p>⑤特別共同企業体の有効期間は、認定の日から本件工事の完了後12ヶ月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては本件工事の契約が締結された日までとする。</p> <p>(2) 工事実績等</p> <p>①特別共同企業体の代表者は、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成17年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、松江市の発注の工事において、1契約で1億5千万円以上の舗装工事又は土木一式工事 <p>②特別共同企業体の構成員は、下記条件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 令和元・2年度(平成31・32年度)入札参加資格申請時の経営事項審査における舗装工事の年平均工事高が1,000万円以上あること。 ii アスファルトフィニッシャーを保有(継続的なリース契約を含む)し、オペレーターを常時雇用していること。 iii 1級舗装施工管理技術者を常時雇用していること。 iv 1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工技士のうち、いずれかの有資格者を2名以上常時雇用していること。 v 舗装機械オペレーター、レーキ作業員、上記iii、ivの有資格者を含む技術職員を5名以上常時雇用していること。 <p>(3) 配置技術者</p> <p>①特別共同企業体の代表者は、次の(ア)、(イ)の基準をすべて満たす監理技術者を工事現場に専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定したものであること。 (イ) 土木工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。 <p>②特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、次の基準を満たす主任技術者を工事現場に専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
<p>入札参加資格設定の理由及び経緯</p>	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：令和2年5月18日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。</p>

入札参加資格確認 申請業者数	2者	入札参加業者数	2者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	319,762,300円				
調査基準価格（税込）	297,638,000円				
契約金額（税込）	310,200,000円（落札率：97.01%）				
の経緯 及び結果	<p>令和2年8月3日 開札</p> <p>第1回目入札で2者の応札があり、総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、予定価格以下及び調査基準価格以上での応札であった業者について競争入札参加資格の事後審査を行い、審査の結果参加資格を満たすことが確認できたため、松江土建・まるなか建設・日発工業特別共同企業体に落札決定。</p>				

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	令和2年災第149号道路災害復旧工事
工期	令和2年12月4日～令和3年3月8日
工事種別	土木一式工事
工事概要	工事場所：松江市玉湯町 工事内容：施工延長 L=22m、植生マット A=420m ² 、ふとんかご L=34m 張りコンクリート A=39m ²
工事のランク	A又はB又はC
指名業者数	15者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす10者を全者指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所が松江市橋南地区にあること。 ● 5百万円以上の土木一式の公共工事の施工実績があること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	4者
予定価格（税込）	17,362,400円
最低制限価格（税込）	15,702,500円
契約金額（税込）	15,785,000円（落札率：90.91%）
入札の経緯及び結果	令和2年11月27日 開札 第1回目の入札で4者が応札し、その内3者は最低制限価格を下回ったため失格となった。残る1者は最低制限価格以上で予定価格以下であったため、まるなか建設㈱に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	稲積漁港突堤新設測量調査設計業務委託
履行期間	令和2年9月25日～令和3年2月18日
業務種別	土木関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市美保関町 業務内容：測量業務 1 式、調査業務 1 式、設計業務 1 式
業務のランク	なし
指名業者数	15 者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす 20 者のうち 15 者をローテーションで指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「河川、砂防及び海岸・海洋」部門で登録した技術士、RCCM、認定技術管理者のいずれかが在籍すること。遊具スポーツ施設の施工実績があること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	15 者
予定価格（税込）	非公開
最低制限価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	20,438,000 円（落札率：非公開）
入札の経緯及び結果	令和2年9月16日 開札 第1回目の入札で15者が応札し、その内3者は予定価格超過となり、残りの12者の中で最も入札価格の低い㈱太陽建設コンサルタントに落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	中海大橋詳細調査業務委託
履行期間	令和2年10月21日～令和3年3月25日
業務種別	土木関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市八幡町外 業務内容：・既設橋耐震性能照査 ・既設橋調査試験
業務のランク	なし
指名業者数	8者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす8者を全者指名。 ● 橋梁耐震設計業務の実績があること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	2者
予定価格（税込）	非公開
調査基準価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	16,060,000円（落札率：非公開）
入札の経緯及び結果	令和2年10月15日 開札 第1回目の入札で2者の応札があり、うち1者が予定価格超過となり、残り1者が調査基準価格以上であったので、(株)エイト日本技術開発松江支店に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	随意契約
業務名	松江市新庁舎建設工事監理業務委託
履行期間	令和2年12月22日～令和7年11月7日
業務種別	建築関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市末次町 業務内容：新庁舎建設工事施工に伴う工事監理業務
随意契約の理由	(非公開)
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)
契約予定額(税込)	非公開
契約業者名	石本・小草・矢野共同企業体
契約金額(税込)	167,200,000円(落札率：非公開)
経過	随意契約審査会承認日：令和2年11月20日 契約日：令和2年12月21日

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

令和2年度(4～11月)は94.43%で、令和元年度と比較して1.69ポイント下落。前年度同期と比べても1.70ポイントの下落。

95%を超える高い落札率案件の全体に占める割合は、件数では今年度と昨年度で変わらないが、予定価格ベースとなると、落札率95%以上のものが全体に占める割合は今年度が53%であるのに対し、昨年度は75%となっている。これは、昨年度に「玉湯統合小学校・幼稚園・児童クラブの建設」関連事業といった高落札率で大規模事業が多かったため。

R1=124件(59%) 6,360千円(75%)

R2=118件(56%) 2,088千円(56%)

○月別入札件数と落札率の推移

8月から11月の落札件数は131件で前年同時期に比べ12件増えた。これは、小中学校へのLANの整備工事を学校の夏休み期間となる8月に集中して行ったため。

○工種別落札率の推移

例年高い落札率で推移している「建築」、「管」、「塗装」に加えて、今期は「舗装」についても高くなっている。これは、金額の大きい8月の「市営陸上競技場走路等改修工事」の落札率が高かった(97.01%)ことが要因となっている。

○価格帯別落札率推移

価格帯による特徴は特になし。7,000万～8,000万の価格帯において落札率が高くなっているが、これは99%を超える案件1件のみであったことから。

○入札執行状況

令和2年度11月までの不調・不落の件数は33件。その33件の不調・不落後の対応は、指名入替や設計変更による再入札を18件(指名入替12件、設計変更6件)、不落随契12件、取止め3件。

【業務委託】

○落札率の推移

令和2年度(4～11月)の平均落札率は93.00%で、令和元年度と比較して1.79ポイント上昇。また、前年度同期と比べましても0.57ポイントの上昇となっている。

ここ数年で高い落札率となっており、実際11月までの時点で、1,000万以上でかつ落札率95%以上の案件は昨年度0件だったものが今年度は10件に増えている。

○月別入札件数と落札率の推移

昨年と比べて特に9月における落札率が低くなっているが、これは今年度9月に落札率80%以下のものがあったことが原因。

○業種別落札率の推移

前年と比べて「測量」以外は大きな変化はないが、この「測量」については、今年度特別な案件があったわけではないものの、昨年度において、額の大きな事業で落札率80%台の案件が

あったため低くなっている。

○価格帯別落札率推移

特別な特徴はないが、全体的に見て例年 500 万円未満の案件が高い落札率になっている。

ちなみに、1,000 万～2,000 万円の価格帯において、今年度が高くなっているが、今年度特別な案件があったわけではなく、平成 30 年度は落札率 50%の案件があり、令和元年度は 90%を下回る案件が 2 件あったため。

○入札執行状況

今年度これまで不落・不調となった案件はなし。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。(詳細説明は省略)

質問及び意見	回答
解体などは落札率が落ちているが、落札率の増減幅についてこの分野でなぜ大幅に落札率が落ちたかなど、なんらかの分析をしているか。	建設工事の入札は、予定価格があり、下限もある。下限は最低制限価格、金額によっては調査基準価格という間があり、通常落札率は 90%中盤から後半が平均落札率になるが、下限を設ける理由はダンピングを防止したり品質を保つため。この解体工事は、工事内容は壊すことなのであまり品質を問わないため、割と低い札を入れた方が失格にならずに落札をしたということで、落札率が低くなっている。
古い建物だとアスベストのことがあって、例えば松江市（庁舎）を解体するにしても色んな建物があって何を使っているかは建設時の時代によって変わってくると思う。そういった中で解体だから品質を見なくていいというのはどうなのか。	以前は解体工事には設定していなかった最低制限価格について、今年度より設定することになった。ただ計算の仕方が他の工事と違って、下限を 80%に設定をしている関係で落札率が下がっている。また、アスベスト等については仕様の中で法令を遵守すべしということを謳うことで品質を保つようにさせている。
今年度が大体どれくらいの件数になるかの見通しをお聞かせ願いたい。11 月までは昨年度とあまり変わらないようだが、12 月以降は増えているのか。	3 月までの発注見通しを公開している、年度としてのトータル件数はほぼ一緒になるかと思っている。今年度は昨年夏に台風とか災害があってもう少し増えるかと思ったが、発注時期がずれた関係で本年度は件数的には変わらないと見込んでいる。
今年度は大きな事業を取りに行ったりして業務委託の落札率が下がっているということか。	業務委託は年度によってバラつきがある。価格帯によって違うが、業者が頑張ったところは落札率が下がり気味で、一般的な業務委託については歩掛単価が公表されており、あとは会社としてどれだけ利益を見込むかによって入札価格が変わってくる。また、小さいものを数をこなすのか、大きいものを 1 つ取るのかそれぞれ会社の判断によっても変わってくる。

審議結果：全委員了承

【審議事項について】

1. 一般競争入札（総合評価方式）【松江市宮陸上競技場走路等改修工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-1のとおり。

○本工事は設計金額が大きいこと、ウレタン舗装が特殊であることから特別共同企業体で入札を行うこととした。

質問及び意見	回答
公認を受けるにあたっては走路の性能・品質が問われることから市外業者の施工が多いが、市内業者のみで受注したことは評価できる。	ウレタンの下の部分の舗装をしっかりと地元業者で施工して、表面のウレタン舗装のみ下請で市外業者が施工する。
この工事は定期的に行うものなのか、老朽化によるものなのか。	R3. 4. 12をもって5年間の公認期間が満了することから、引き続き認定を受けるために必要な改修を行うもの。

審議結果：全委員了承

2. 指名競争入札【令和2年災第149号道路災害復旧工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-2のとおり。

○辞退した11者については、手持ち工事が多く、応札に至らなかったと推察される。また、応札した4者については、受注意欲が高く3者が最低制限価格未滿となったと推察される

質問及び意見	回答
指名15者に対して参加者4者は少ないと思うが。	今年度は災害が多数あり、県も隣接市町も同様であった。このことから例年であれば10者程度の参加は見込めたはずと考えている。
災害は今でも原状復帰をしなければいけないか。以前はそれが原則だった。	近年はこちらの提案を尊重してもらえるようになり、必ずしも原状復帰でなくてもよくなっている。
入札参加者4者中3者が最低制限価格未滿ということで、設計金額は適正であったかの検証及びフィードバックは行っているか。	設計金額の算定に当たっては国・県の標準単価を使用しているため大きな差はないと考えている。今回の事例は各業者が攻めた結果と考える。

審議結果：全委員了承	
3. 指名競争入札【稲積漁港突堤新設測量調査設計業務委託】	
※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 資料 3-3 のとおり。	
質 問 及 び 意 見	回 答
契約金額が最も高く、有効入札数が 12 者と多かったが、落札率は比較的高い。	歩掛は公表されていることから、設計金額は類推できるはずである。その上で各業者が利益率を考慮した結果と考えている。
審議結果：全委員了承	
4. 指名競争入札【中海大橋詳細調査業務委託】	
※業務概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 資料 3-4 のとおり。	
<p>○この業務においては、標準積算歩掛がなく、橋梁耐震設計業務の実績がある 9 者に歩掛見積依頼をし、1 者が辞退したため、8 者から徴収した。</p> <p>8 者の歩掛を基に、広く一般に公開を行っている、「業務委託における見積による歩掛の決定方法」により、その見積の平均直下の歩掛りを採用し、業務設計書を作成している。</p> <p>入札に当たっては、この歩掛見積を徴収した 8 者を選定しているが、その内 6 者は手持ちの業務が多く辞退し、残る 2 者の内 1 者は、出来るだけ利益率を上げたく予定価格超過となったものと推察される。</p>	
質 問 及 び 意 見	回 答
指名業者が本社が市外の業者ばかりだが、市内の業者ではできないか。	耐震調査ができる業者が市内業者にいない。
変状の内容を教えてほしい。	ひび割れなど。もともと農道橋として造ったものを道路橋に用途を変えたためと考えられる。
劣化が進んでいるようであれば、きちんと対策してほしい。5 年に一度道路橋の点検が義務付けされているが、松江市にはどれくらいの道路橋があるか。	1,000 は超えている。
その数を市町で維持するのは難しいので、住民理解を得ながら減らしていかないと財政が持たないだろう。橋を落とすための補助金もあるようなので、ぜひ考えてほしい。	どんな橋でも生活の利便性を考えるとまちづくりの観点もありすぐに落とすのは難しい。ただ、今後どうしていくかを考える時期に来ているとは思う。
審議結果：全委員了承	
5. 随意契約【松江市新庁舎建設工事監理業務委託】	
※業務概要・随契理由及び結果等は抽出事案説明書 資料 3-5 のとおり。	
質 問 及 び 意 見	回 答

何が他と比べて「専門的」で「高度」なのか。	免震が主な理由。他の市の施設ではこの規模のものほとんど採用例がない。25,000 m ² の庁舎建築の監理業務はノウハウが肝心。
建築の瑕疵の訴訟の観点は加味するか。	今回はない。
免震の最も重要なポイントは何か。	杭の長さ、免震装置の構造・取付、それに付随する設備の設計。
監理の責任はどこになるか。設計か施工か。そこを明確にしなと何か起きたときにどこが責任を取るか後で大変になる。免震の場合基礎の調査が一番肝心。これが後で変わると全部変わってしまう。ボーリングは十分か。庁舎下はやったか。	敷地内で7本行ったので、これで判断できると考えている。
過去の事例も見ながらやらないと、市民の厳しい目がある中更に建設費が増えてはいけない。そのために外注に出すのではないのか。外注に出すために責任の所在は明確にしておかなければいけないのではないのか。発注者の責任として、設計変更等があれば柔軟に対応してほしいし、建設業者が赤字にならないようにしていただきたい。設計図書が全てではないということを確認しておいてもらいたい。本来ならもっと額がかかると思うが。	そのあたりは契約約款で対応すべきことと理解している。適切に対応していきたい。
入札監視委員会に対しての説明資料が不足している。プロポーザルの内容・結果と高度な技術力・専門知識についての具体的内容について資料を追加してほしい。今回の承認は保留とし、追加資料の内容を見てから承認することとした。	(後日追加資料を提示。)
審議結果：R3.5.14 全委員了承。	
【報告事項】	
① 指名停止等の運用状況について	
令和2年8月1日～令和2年11月30日の期間で指名停止は1件1社あり。	
質問及び意見は特に無し。	
【その他】	
〔次回開催予定について〕	
令和3年度第1回委員会は7月頃に開催することとし、日時は事務局で調整する。	
以上	